
福井坂井地区広域市町村圏事務組合 自治体情報システム
標準化に関する情報提供依頼（RFI）実施要領

令和 5 年 7 月

福井坂井地区広域市町村圏事務組合

目的

本依頼は、福井坂井地区広域市町村圏事務組合が令和7年11月に稼働を計画している福井県内3市町（あわら市・坂井市・永平寺町）の総合行政情報システムの標準化に関する確認事項において、現在の状況を踏まえたスケジュールや概算費用の把握、本組合に対して標準準拠システムの提供が可能な事業者の確認を目的とする。

1. 本依頼に関する説明書、回答様式等

(1) 説明書

資料1．現行システムの情報

資料2．現行システム連携一覧

(2) 回答様式

様式1～6

2. 回答を求める内容

(1) 自治体情報システム標準化に関する確認事項（様式1～4）

(2) 会社概要（様式5）

(3) 説明書等に対する秘密保持誓約書（様式6）

3. 情報提供受諾書および秘密保持誓約書の提出

(1) 提出書類

様式5．情報提供依頼受諾書

様式6．秘密保持誓約書

本依頼を受諾いただいた事業者は提出してください。

受諾いただいた事業者のみに、説明書を提示します。

(2) 提出方法：持参

必ず持参前に訪問予定の日時をご連絡ください。

(3) 提出期限：令和5年8月10日（木）午後1時まで

4. 質問事項の受付、回答

(1) 提出・回答方法：電子メール

質問事項の書式は問いませんが、メールの題名は「自治体情報システム標準化に関する確認事項に対する質問」とし、文中に会社名・所属名・担当者名・連絡先（電話ならびにメールアドレス）を記入してください。また、添付ファイルは必ず暗号化してください。

メール送信後、電話にてご連絡ください。

(2) 提出期限

令和5年8月10日（木）午後1時

(3) 回答日

受付した日から5営業日以内

回答した質問はホームページに掲載します。

5. 情報提供書類の提出

(1) 提出書類

様式 1～4

福井坂井地区広域市町村圏事務組合自治体情報システム標準化に関する確認事項

(2) 提出方法電子メールまたは持参

電子メールで提出の場合、メール送信後、提出期限までに電話にてご連絡ください。

直接持参の際は、必ず持参前に訪問予定の日時をご連絡ください。

その場合、担当の業務都合により、日程変更等の調整をお願いする場合があります。

(3) 提出期限：令和5年8月31日（木）午後1時

持参する場合、提出可能な時間は、平日の午前9時から午後5時となりますので、ご注意ください。

6. 提出先

福井坂井地区広域市町村圏事務組合総務課

〒919-0726 福井県あわら市笹岡 33-3-1

電 話：0776-74-1324

F A X：0776-74-1315

電 子 メ ー ル：densan@fs.kouiki.fukui.fukui.jp

7. 留意事項

- ・ 本依頼に対する情報提供の内容について、『福井坂井地区広域市町村圏事務組合自治体情報システム標準化』の検討においてのみ利用し、本組合の構成団体を除く第三者への開示や他の目的に利用することはありません。
- ・ 本依頼に対する情報提供の内容について、別途、お問合せを行うことがあります。
- ・ 本依頼に対し提出いただいた資料は返却いたしません。また、提出いただいた資料は、必要数をコピーして使用する場合があります。
- ・ 本依頼に対して要する経費等は、全て各事業者にて負担してください。
- ・ 本依頼は、1. 目的に記載のとおり、情報を得るためのもので、各事業者からどのような情報提供を受けても、それをもって将来のシステム導入を約束するものではありません。
- ・ 本依頼に関する本組合が提示する全ての情報について、第三者に対して開示あるいは漏洩しないよう取扱いをお願いします。
- ・ 現時点で回答ができない欄については、回答ができるようになる時期および理由について記載してください。

以上